

「世代間正義と貯蓄原理」

指導教員：足立英彦

所属：人間社会学域法学類公共法政策コース

学籍番号：0951020171

名列番号：108

提出日：1月16日

氏名：和田 大輔

論文要旨

1970年代より、環境問題の深刻化などを契機として、現在世代と将来世代という世代間での利害対立の問題を扱う世代間正義が研究されてきた。次世代への配慮義務を正当化するには様々な困難が伴うが、近年その問題点、いわば配慮義務を正当化するための条件が整理されてきている。小論の目的は、世代間正義論の黎明期に登場した理論である貯蓄原理が、そうした問題点を克服しうる論であるかを検討することにある。

貯蓄原理は、ロールズの「公正としての正義」における正義の二原理の一部分であるため、まず理論内部における位置付けを確認する。そして貯蓄原理が、ロールズ理論特有の理論装置である原初状態と「その原理に先行世代が従ってきたと各世代が望む」という条件によって如何に導出されるのかを示す。その後、世代間正義特有の問題点のうち主要な4つの論点である「属性の不可知性」、「将来世代の範囲の非確定性」、「非相互性」、「非同一性」を分析し、貯蓄原理がそれらに対応し得るか逐次検討していく。結論として、無知のヴェールを中心とした原初状態の特性と前述の条件により、相互に関心かつ合理的な主体というもっとも基本的な設定を堅持しながらにして、次世代配慮義務を正当化し得る可能性があることを示す。

社会制度の正義を語る「公正としての正義」の一内容である貯蓄原理は、具体的にいかなる配慮を行うべきというような個別の政策を明示することはできない。また、正義の二原理を充たした社会を、目指すべき社会として設定することを受け入れる必要もある。しかし、貯蓄原理は、多くの将来世代配慮理論が世代間正義特有の問題を完全に克服し得ないなかで、多少曖昧であっても将来世代への配慮を正当化し得るという点で、有意な理論といえるのではないか。

・ 目次

- I. はじめに - 論の流れとロールズ正義論の確認

- II. 貯蓄原理 (savings principle)
 - 1. 貯蓄原理の位置づけ
 - 2. 貯蓄原理の導出とその内容
 - 3. 契約説アプローチの特徴

- III. 世代間正義における予備的考察

- IV. 世代間関係を考える際に生じる特有の問題点と貯蓄原理
 - 1. 属性の不可知性
 - 2. 将来世代の範囲の非確定性
 - (1)問題の分析
 - (2)貯蓄原理と範囲問題
 - 3. 非相互性問題
 - (1) 影響が一方にのみ及ぶことから生じる問題点とは
 - (2)貯蓄原理における相互性
 - 4. 非同一性問題
 - (1)問題の分析
 - (2)貯蓄原理においてこの問題は生じるのか

- V. 総括と考察

- VI. 参考文献

I. はじめに

小論では、ロールズの『正義論』¹で語られた理論の1つである貯蓄原理について再考したいと考えている。今日、世代間正義²を語る上での主要な論点が明確になってきていることから、世代間正義が問題になり始めた黎明期の理論である貯蓄原理を改めて見直してみようという趣旨である。

小論の構成として、まずロールズの公正としての正義について概観し、その後その正義の理論の一部分である貯蓄原理を詳しく解説する。貯蓄原理の理論的位置づけを確認するとともに、その導出過程を追っていくと同時にその特徴を示したい。その後、世代間正義に特有の問題点を分析する前に、世代間正義を語る上で論点や前提となるものについて予備的に考察しておく。世代間正義特有の問題点については、主要な4つの論点を逐次解説していき、問題点毎に貯蓄原理とのすり合わせを行っていく。最後に、貯蓄原理が世代間正義に対しどういった回答を示しうるか総括を行う。結論としては、貯蓄原理は各問題点を回避しうる原理ではあるが、あまりに具体性に欠ける理論である。だが、将来世代をどういった形であれ配慮することを要請できる点で、いまだ色褪せない原理であると考えられる。

以下、非常に簡単にロールズ理論の骨格を確認する。貯蓄原理は彼の唱える正義の二原理の第二原理の一部であるため、その理論構成を概観することは必須の作業であろう。

『正義論』においてロールズは、正義を、社会の諸制度がまずもって発揮すべき効能であると説いている。社会を協働の冒険的企てと捉えることもあり、正義を人々の諸活動が達成すべき最重要の徳・効能であるとも述べている。そして、正義が云々されるべきは社会の基礎構造(the basic structure of society)であり、「主要な社会制度が基本的な権利と義務を分配し、社会的協働が生み出した相対的利益の分割を決定する方式」³であるとする。

ところで、ロールズの定義において社会とは、「相互の相対的利益(まじな暮らし向き)を目指す、協働の冒険的企て(a cooperative venture for mutual advantage)」⁴とされている。この社会は、自発的参入・退出が可能な「組織」などとは異なる概念であり、誕生によって参入し、死をもって退出する偶然性を特徴とする。また、一定の政治的諸観念を共有する集団であるともされている。国家とは異なる概念として捉えられているのである。⁵

公正としての正義とは、自由で合理的な個人が、平等な原初状態において、正義の諸原

¹後掲参考文献(以下、後掲と略記)2、小論ではこの改訂版によることとする。

²小論では、後掲7 太田の定義づけを借りておくことにする。すなわち世代間正義とは、「同時代に生きてはいない人間達の間利益と負担の公平な配分を保障する問題」である。

³後掲2、11頁

⁴後掲2、7頁

⁵ロールズ理論における社会概念につき、後掲11、109頁以下

理を、これから参入するであろう社会の基礎構造を定める原理として受諾すると考える理路である。これは『正義論』の中での流れそのものであり、様々な道理に合った制約・条件がかけられた原初状態において、合理的な当事者であれば、数々の正義の理論の中から正義の二原理を選択するということを表す。

『正義論』では社会の基礎構造が満たすべき原理として、次のように二原理が定式化されている。第一原理は、個人が他者の自由を侵害しない限り、社会や集団のほかいかなる他者からも基本的諸自由を脅かされないことを示している。また第二原理(b)は、才能や意欲などが同程度の人々に対し、社会システムにおける出発点が異なっていたとしても同等の成功の見通しを保障する。一方(a)は格差原理であり、社会内部で最も不遇な人々の予期が高まる限りにおいて不平等を許容する、効率性が考えられた平等原理である。

正義の二原理

第一原理

各人は、平等な基本的自由の最も広範な全体システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全体システムといっても（無制限なものではなく）すべての人の自由の同様な体系と両立可能なものでなければならない

第二原理

- (a) 社会的・経済的不平等が最も不遇な人々の期待便益を最大に高めること（＝格差原理）
- (b) (不平等が) 公正な機会の均等という条件のもとで全員に開かれている職務や地位に付随するものであること

II. 貯蓄原理 (savings principle)

1. 貯蓄原理の位置づけ

貯蓄原理が語られている『正義論』第5章は、正義の二原理のうち第二原理を主に解説する章であり、近代国家という枠内でそれがどう生まれうるかを語っている。

格差原理は、いわば世代内の最も不遇な人々に対して、ある水準のソーシャル・ミニマムを保障するものといえる。その水準については、「最も不遇な人々の予期を最大化する」ものに設定されるべきとする。この「予期」とは、そうした人々の（将来世代をも含めた）長期的な見通しであるとして、ここで初めて、世代間正義の問題が生じてくるとしている。

だが、なぜ世代間正義を考えねばならないかという点に関し、『正義論』にはっきりした言及はないように思える。「おのおのの世代は、文化と文明の獲得物を保持し、かつすでに確立されている正義にかなった制度を無傷のまま維持しなければならないのみならず、実質的な資本の適正量をおのおのの期間ごとに蓄えなければならない」とあるものの、なぜそうしなければならないかは直接語っていない。ただ、後の『公正としての正義 再説』

においては、「社会は長期にわたる協働のシステムであるべきなのだから、貯蓄を取り仕切る原理が必要になる」とシンプルに語られている。⁶正義の二原理の要請を充たした社会の実現・維持のためには、同時代の社会構成員に限らず、将来世代までを視野に入れる必要があったのだろう。

貯蓄原理は、世代間正義の問題に対して一定の倫理的制約を課すためのものとして、格差原理の修正条項という形で定式化される。というのも、原初状態における当事者達はお互いを同世代の者たちと知っているとして設定されている。そのため相互に無関心かつ合理的という設定とも相まって、先行世代が何を遺していようがいまいが関係なく、いかなる貯蓄にも同意しないと想定される。すなわち、先行・将来世代の両者に関心を抱かない原初状態の当事者は、自らが属する世代のみを考慮しようとする。結果、格差原理を世代間に直接適用すると、将来世代に遺すものが皆無、もしくは社会状況を改善していくことが困難な水準の貯蓄⁷になるとされる。

ところでロールズは、将来世代の暮らし向きについてかなり楽観的であり、貯蓄原理を採用する、しないに関わらず、将来に向かうほどその暮らし向きは良くなると想定していたようだ。そのため、格差原理を適用すると現在世代 - 原初状態における当事者が属する世代 - が常に最も不遇な世代となると考えたために、格差原理を世代間関係に適用しなかったとも考えられる。

2. 貯蓄原理の導出（選択過程）とその内容

世代間の問題に妥当な結論となるよう、原初状態の設定の変更が行われる。任意の1つの世代が他のすべての世代を気遣うように、1つの条件⁸が新たに設けられる。その条件とは、「採択される原理は、先行する世代が従ってきたであろうと彼ら自身が望むようなものであること」というものだ。この条件と、無知のヴェールの効果とが相まって、貯蓄原理が採用される。

そもそも原初状態とは、純粋な手続き的正義を充たす純粋に仮説的な状況を指す、契約

⁶ 引用箇所前者について、後掲2、382頁 後者につき、後掲3、281頁

⁷ 貯蓄原理の対象である、蓄積すべきものの定義づけとして「実質的な資本に換算された公正な等価物」がある。これは金銭などの資本に限らず、インフラや技術・技能、知識や文化までも含む広範な概念である。私は単純に、正義に適った社会を実現・維持するために物心両面から必要なものと理解している。

⁸ 実は、『正義論』の時点ではこの他に「当事者は各家系を代表していること」という条件が挙げられていた。これは身近な子孫を大事に思うという条件だが、後にBarryからの批判を受け撤回している。単なる心理的事実である子孫への配慮を理論的仮定とすると、「相互に無関心」という当事者の属性と一貫性が保てなくなる等の困難が生じる。

論の伝統につらなる初期状態の構想の一種である。ただ、原初状態が正義の原理が選択される場だとしても、それが現実の人々もしくはあらゆる参加可能な人々からなる全体会議を想定しているわけではないことに注意したい。

また無知のヴェールとは、道徳的に恣意的なものごとの影響力を出来る限りで取り除くための概念装置のことである。原初状態の当事者たちは、正義の原理の選択候補が各自に特有の状況にどのような影響を与えるかを知らないまま、一般的な考慮事項に基づいて諸原理を評価することになる。以下のような情報の制約により、当事者達は等しく合理的かつ同様に位置づけられることから、各人は同一の論証により説得される。その結果、原初状態における合意は当事者となりうるすべての人々の間での合意と捉えられる。

無知のヴェールにより、原初状態の当事者が知り得ないとされているのはおおまかに次の4点である。①生来的資産・才能の分布における自分の運、②自らの社会的地位・階級・身分、③自らがおかれている社会の政治的・経済的情况、④自らの善の構想・心理的傾向性。反対に、当事者が知り得る情報として、次の3点が挙げられる。①人間社会における一般の法則や事実（政治理論や経済理論など）、②社会が正義の状況⁹に置かれていること、③当事者達は同世代に属する人々であること。

以下、相互に無関心かつ合理的であり、同世代に属する当事者達の思考を追っていくことを通して貯蓄原理の導出過程を示す。

そもそも原初状態における仮想の会議の目的は、正義に適った社会制度のための原理を探求することにあつた。そのため、貯蓄に関する原理を考える際には一貫して、貯蓄の目的が、正義に適った諸制度を確立する、あるいはすべての基本的諸自由¹⁰が実効的に実現されることにあることが理解されていなければならない。

上記の目的のため、貧しい世代もあれば豊かな世代もあることを知っている当事者達は、世代ごとに何らかの貯蓄をしていくことが合理的だと判断する。正義に適った社会もあれば、いまだそこに至っていない社会もあるが、当事者達は自らがどの発展段階の社会に属しているかが分からない。だが、すべての世代が正義に適った社会を目指して僅かでも貯蓄を行うとすれば、最初期の世代を除くすべての世代が貯蓄の恩恵を受けることができる。この結論は、将来世代を配慮した結果というよりも、あくまでも自らの属する世代の利益を考慮した結果としても導けるかも知れない。

さて、他の世代が貯蓄してきたとして、各世代は文明化のレベルに応じてどの程度の貯蓄をするべきなのかという問いが生じてくる。また原初状態の性質から、当事者達は、自

⁹ 正義の状況とは、人々の協働を可能にする客観的情况、個々人の主観的情况からなる正義の原理を必要とさせる条件を指す。

¹⁰ 後掲2、85頁に基本的諸自由のリストが提示されている。例えば、政治的自由・良心の自由・思想の自由・個人的財産を保有する権利などである。

分達が設定する貯蓄率は世代をまたいですべての蓄積過程を統制すると考えている。このとき、この問いに答えるのが貯蓄原理であるとされ、次のように定式化される。

貯蓄原理＝社会の進展の水準ごとに、それぞれ適切な貯蓄率を割り当てるためのルール¹¹

だが、ここで詳細な貯蓄率を設定することはおそらく不可能であるとロールズ自身認めているが、その一方であまりに極端な貯蓄率が設定されることはないとする。というのも、原初状態では常に、受け入れがたい帰結をもたらす合意には当事者は合意しないという「コミットメントが課す試験」が課されるからである。

正義に適った社会が無事実現され、当初の貯蓄の目的が達成された場合、それ以降の世代に要求される貯蓄率は0と設定される。以後、この状態を保持することがその世代の義務となる。

この貯蓄原理を二原理に導入するために、格差原理導出の際と同様に、原初状態において原理が「各世代で最も不遇な人々の観点から定められる」と設定する。結果、当初の格差原理を制約する形となり、次世代への貯蓄分が取り置かれた上で、世代内の最も不遇な人々の予期が最大化されることになる。

3. 契約説アプローチの特徴

その1つとして、貯蓄の到達目標が設定されている点が挙げられる。前述のように、貯蓄原理は正義に適った社会の実現と維持のための原理である。そのため、将来世代を配慮すべき範囲がある程度設定された原理なのである。

また、蓄積の最終段階は莫大に豊かなレベルではなく、それは基本的な諸自由が実効的に保障・実現されるレベルである。つまりは、そうしたレベルのソーシャル・ミニマムが確保される段階といえる。

ところでロールズは、「正義に適った制度を支え、かつ促す義務」を自然本性的な義務¹²として想定している。そして『正義論』の時点においては、貯蓄原理をそうした義務の解釈の1つであるとも語り、貯蓄原理がこうした義務に伴う負担を公正に分かち合うことに関する世代間の了解事項であるとも捉えている。

¹¹ 貯蓄率の科率一覧表ともされる。例えばこのようなものか。Ex.江戸レベル＝A% 明治レベル＝B%

¹² 人々一般に対して課され、対等な道徳的人格として人間すべてに対して相互に適用される義務。自発的行為によって負う責務とは対極にあるとされる。

Ⅲ. 世代間正義における予備的考察

世代間正義において、将来世代配慮義務を正当化しようとする論法には様々なものがある。この章ではその態様について簡単に区分することで、次章において正当化の際の問題点とその克服法について一層の理解を得られるようにしたい。

まず重要と考えられるものが、世代の区分である。¹³世代は、現在世代を基準として過去世代・将来世代を想定できる。ここで将来世代は、比較的近い将来の世代の集合と、基準となった現在世代に含まれる誰もその誕生に関われない遠隔な将来世代の集合¹⁴に区分できる。また現在は、環境問題を代表として1つの世代の行為の影響が広範となっているため、空間的区分も必要になる。つまり、同胞将来世代と異邦将来世代とを区別する。ただ、時間的に遠隔な将来世代ほど、社会状況の変化や各社会の構成員の移動により空間的な区分はあいまいになる。

以上より、時間的遠近・空間的遠近の区分によって将来世代を4つに分類できる。このうち時間・空間双方において近い世代については、将来世代への配慮が現在世代の若年層への配慮ともなるために世代間正義特有の問題は生じにくい。一方、遠隔な将来世代となるほど後述の属性の不可知性や非同一性といった問題の影響が拡大し、配慮義務の正当化がより困難になっていく。

時間選好（未来割引）を認めるか否かも論点の1つである。これは、現在の便益と将来のそれとを同価値に扱わず、将来の便益ほどその価値を差し引いて考える性質である。経済学分野では一般的に認められている¹⁵が、道徳理論分野では認めていない論者も多い。時間選好を認めない場合、将来世代の利益は現在世代のそれと同じ重みを持つ。それは、何年後まで続くかわからない遠隔な将来世代の利益までも、現在のそれと同等に配慮しなければならないことを意味する。将来世代の配慮範囲の問題は、この考え方においてかなりの壁になるだろう。

道徳理論において時間選好を認めない理由として、森村は次のように述べている。「普遍主義的性格をもつ公共政策の問題としては、この場にいる人物の利益をよそにいる人物の利益よりも重視する理由がないように、現在の人々の利益を未来の人々の利益よりも重視する理由はない。」¹⁶またロールズ理論においては、貯蓄原理は社会を対象とする原理であ

¹³ この論点について、後掲 12、260 頁以下

¹⁴ 現役世代の孫、あるいはさらにその孫の孫世代である 5 世代後までは、生存期間が重複しており近い将来世代と想定できる。

¹⁵ 例えば今期の 1 万円は、来期の 1 万円よりも利子率などから現在価値が高いと判断する。

¹⁶ 後掲 12、284 頁

るため、純粋な時間選好の影響を受けてはならないとしている。個人や世代の時間軸上の位置の差異は、そのみを理由として当人やその世代を特別扱いすることを正当化しないのである。原初状態という観点から考察しても、当事者達は自らがどの文明段階に属する世代かを知らないため、将来の事態をより軽く扱うという結論にはならないだろう。

将来世代配慮義務を積極的義務とするか、消極的義務とするかといった論点もある。属性の不可知性などの問題により、現在世代に積極的な行動を求めるほど配慮義務の正当化は困難になる。また、義務をあくまで権利 - 義務の対応関係と捉えて配慮義務を構成するか、もしくは権利に対応しない義務を認め、配慮義務を現役世代が一方的に負うものと構成するかという違いも生じる。

貯蓄原理を考えると、正義に適った社会となるまで貯蓄を行うという原理であるから、積極的義務として将来世代配慮義務を構成していると考えられる。一方、将来世代に何らかの請求権を認めているわけではない。現在世代は貯蓄を行うよう要請されるが、それは原初状態における当事者達が、自分達の時間軸上の位置が別の世代と相互互換的であるという前提のもとで合理的に判断した結果としてのものである。

IV. 世代間関係を考える際に生じる特有の問題点と貯蓄原理

現時点において存在していない将来世代に対する配慮義務を正当化する場合、世代内部の人々を配慮する際には生じない特有の問題点が生じる。こうした問題点は配慮義務が認められるための条件であるともいえるだろう。以下、主要な4点の問題点を分析し、貯蓄原理との相性を考察する。

1. 属性の不可知性¹⁷

現在世代にとっては、将来世代の属性 - 置かれた状況・その選好・文化など - は知りようがない。そのため、配慮をしてもそれが無意味となるもしくは逆に悪影響を及ぼす可能性を否定できないという問題である。

将来世代の属性情報に関する不確実性は、当然遠隔な将来世代となるほど大きくなる。実際、同胞世代間に限って属性の変化を考えても、自国の例を見れば価値観や文化・技術水準が大きく変わっていることがわかる。故に、現在世代が負担を負ってまで何らかの配慮を行ったとしても期待に即した効果は生じず、配慮が無意味に終わることは容易に想定できる。だが、配慮の結果がどうなるのか分からないという一点をもって、配慮すべきで

¹⁷ 宇佐美の用語に依る。

ないと結論付けるのはあまりに強引だろう。配慮の結果として現在世代が負う負担がどれほどのものになるかによって、この問題の重さが決まる。

また、将来世代の属性は大きく2つに分けて考えるべきだろう。将来世代の選好や文化については、それが将来世代の善の構想そのものだとしても考慮対象から外すべきである。同世代の社会や人々の間でも、他者の選好を相互理解できているとはいえない。ましてや将来世代のそれに配慮するのは不可能だろう。そのため、将来世代の利益増進を目指すような配慮は正当化し難い。一方、技術水準や資源の残量といった属性については、それらの状況が悪化すると将来世代の生存に関わる事態に発展する可能性があるため、考慮すべき可能性が存在する。

ところで、貯蓄原理においては、この問題はさほど大きな問題とはならないように思われる。将来世代への配慮は貯蓄を通して行われることになるが、蓄積の末の到達点が設定されており、その正義に適った社会という到達点は莫大に富裕な段階ではないとされている。さらに、各世代が負担すべき貯蓄率もその世代の社会の発展段階に応じたものと設定されるため、極端なものにはならない。また、将来世代が置かれている社会状況がある程度理想形として描かれているため、配慮の対象を想定しやすいともいえるだろう。

2. 将来世代の範囲の非確定性¹⁸

(1)問題の分析

将来世代という人類の集合が、時間的にいつまで存続するのかを画定しない限り、どのようなレベルの配慮義務を設定しても現在世代にとって過大な負担となるという問題である。

当為は可能を含むという原則は誰もが認めるはずである。なし得ないことを義務として設定することはできない。そのため、時間選好を認めず、将来世代の利害を現在世代のそれと同等のものと扱う限り、将来世代への配慮義務を「一体何年後までの将来世代を配慮すべきなのか」という問いを措いて正当化することはできないのである。

現時点での技術水準では、再生可能エネルギーが存在するといっても資源の希少性は事実として認めざるを得ない。そして、資源の希少性を完全に克服できる技術がいつか登場するという期待はあまりに楽観に過ぎるだろう。この状況下で無限の将来を想定して配慮義務を構成した場合、消極的な配慮義務でさえ、理論的には現在世代が負いようのない負担を課すものとなりかねない。「将来世代の権利を現在の権利であるかのように語ることは・・・我々に不可能な重荷を課す・・・石油を考えれば・・・それは再生不可能な資源

¹⁸ 後掲8では世代間正義の非常に大きな難点として扱われている。

であり量に限りがある。どれだけの数の将来世代がそれに対して権利を主張できると我々は考えるべきであろうか。もし世代を無限の将来にまで推し進め、石油をその人々の数で割って割り当てるならば、明らかに、我々各人は1ガロン、あるいは1クォート、もしくは紅茶用スプーン1杯、あるいは指貫に入るだけのものしかなくなるであろう」¹⁹

この問題に対処するには、時間選好をある程度認めることで将来世代の線引きを行うことが考えられる。だが、ある時点までの将来世代は配慮するがそれ以降の世代は配慮しないという線引きは、実現可能性の確保という外的事情をもとに、その世代の生まれた時間軸上の位置という道徳的に恣意的な相違により将来世代を区分する。ただ、妥当な結論を導くために、本来同一に扱うべき個人をそのように扱わないこの理論構成の説得力は貧弱である。この将来世代の道徳的身分の割引という論点に関して、吉良²⁰は、将来世代の存在の依存性を端緒として説明を試みている。

一方で、世代間の分配の対象を、有限の資源ではなくそうした資源の利用価値として捉えることでこの問題に対処しようとする論もある。²¹これは例えば、天然ガスを電力など各種エネルギーの材料と考えるならば、将来世代に残すべきものは天然ガスそのものではなく、そこから作りだせるエネルギーつまりは利用可能性を残すべきということになる。他の資源によって代替不可能な資源であっても、再利用が可能なものも多いだろう。この論は資源の希少性という問題を楽観的に捉えるものだが、半永久的に活用可能なエネルギー技術など資源の希少性を緩和する技術は確かに存在するため、そこに理由がないと判断することはできない。

(2)貯蓄原理と範囲問題

貯蓄原理は、他の将来世代配慮理論と異なり、貯蓄の到達点が正義に適った社会として設定されていた。また、目標達成後に要求される貯蓄率は0とされているため、その後は社会状況の現状維持を求める原理として作用することになるのだろう。というのも、貯蓄は正義に適った社会の実現・維持の限りで行われるため、将来世代への配慮はあくまでもこの範囲にとどまるからである。

この原理においては、一見配慮範囲の問題は生じないように思われる。しかし、ロールズは時間選好を認めない立場にあり、また原初状態における当事者達は正義の状況にあることを理解している。つまりは、正義に適った社会が達成されたその後の将来世代について、何らの限定も行われていないのである。そのため他の理論と同様に、この問題に何ら

¹⁹ 後掲 8、406 頁 これは将来世代に現在世代への配慮請求権を認める形で正当化を図る論への批判としてなされた言及であるが、この問題の大きさをよく示していると考えられる。

²⁰ 後掲 8、410 頁以下

²¹ 後掲 8、406-407 頁

かの形で応え得るかどうか検討しなければならない。

貯蓄原理における将来世代の範囲の問題は、正義に適った社会を半永続的に維持可能かどうかという問題として考えられる。ところで、正義に適った社会とは正義の二原理の要請を充たした社会を指すが、この社会の維持に際して残すべきものは何だろうか。おそらくは、一定程度の生活水準や公共インフラ、自然環境といったものであろう²²。また少なくとも、正義に適った社会が例えば現時点の日本レベルの物質的豊かさを必要条件として要求しているとは考えにくい。ロールズ自身、この段階の社会は莫大に富裕ではないと強調していることから考えても、正義に適った社会はそれほど多くの物質的資源を必要としないのではないかと考えられる。そうであれば、その維持に関わるコストも小さなものとなるだろう。

将来世代の配慮として何らかのものを残そうとするとき、それを物質的資源そのものではなくその利用可能性として残していくという前述の考え方を採用しつつ、さらにその配慮は一定程度の生活水準を保つに足る限りで行うとする。今現在の技術水準であっても、太陽光などの半永久的に利用可能なエネルギーが存在することを考慮すれば、生活水準をどの程度に設定するかは左右されるものの、こうした配慮が非現実的であるとは一概には言えないのではないかと考えられる。正義に適った社会で維持すべき生活水準が、かなりの程度長く存続できるレベルに収まるものだとすれば、貯蓄原理の枠内で将来世代の範囲を画定することができなくても、配慮義務を可能な義務として捉え得る。

3. 非相互性問題

(1) 影響が一方にのみ及ぶことから生じる問題点とは

現時点で存在していない将来世代は、現在世代の配慮や行動に対してなんらの応答もなし得ない。この問題は、そうした影響の一方性が相互性の欠如を示すものであり、現在世代が義務を果たす前提が欠けていることを指摘する。

将来世代は現時点において当然のことながら存在していない。そのため現在世代の行為の影響は常に後の世代に及び、その逆はない。現世代と将来世代の間には、直接的・物理的コミュニケーションは生じようがないのである。

ところで、正義論一般において正義の要求は相互的關係を持ち得る個人だけに成り立つとされている。ロールズの理論においても、相互性は社会における協働の前提条件という位置付けにある。まず、ある正義に適った協働のルールがあり、このルールを用いることで協働の参加者は便益を得ることができるものとする。そして多くの人々がこのルールに従い、協働の結果として相互に相対的利益を得ているとき、全員に利益をもたらすために

²² 目指されていた社会状況は、正義に適った諸制度が確立されている、あるいはすべての基本的諸自由が実効的に実現されている状況である。生活水準については、少なくとも各人が自らの善の構想を追求できる程度の余暇が確保できる水準が求められるだろう。

時に自由を制限されたり負担を負うことになる人々が存在する。こうした人々は、彼らが負った負担の分だけ、その時負担を負わずに利益を得た他の参加者に対し負担を求める権利を有する。公正な負担をこなさずに、他の人々がした協働の作業から利益を得てはならないのである。こうした立場の互換性が存在しない場合、相互利益の増進を目指す協働の枠組みは成り立たなくなる。

故に、相互性が欠けている世代間関係においてある種の義務を設定したとしても、現在世代にとっては何らの益にもならず、それは有効な規範として作用しない。将来世代を利するためだけに、現在世代が負担を負うという理論構成は、直観的にも違和感がある。

ただ、非相互性のために将来世代に対して何らの請求権も設定できないことが示されたことのみをもって、配慮義務は生じようがないとする説もあるがそれには賛同しかねる。これは厳格な権利 - 義務対応説を採用した場合の帰結であるが、H・L・A・ハートが示したように権利に対応しない義務も存在する。例えば親が子に負う義務や、幼児や動物を虐待しない義務がこうした権利非対応型の義務とされる。将来世代配慮義務もまた、このような権利とは独立して生じる義務と見るべきなのだろう。

この問題に対しては、何通りかの対処方法が示されてきた。最も代表的なのは、世代間に仮想的・擬似的な相互関係が存在することを示す方策である。この構成においては、なぜ現実には存在しない関係性を受け入れるべきなのか、つまりそうした仮想の理論そのものの受諾義務の正当化が必要になる。一方で将来世代配慮義務を、そもそも相互性を前提としない義務として構成する論もある。その1つとしては、人類全体を太古から不定の未来まで続く単一の共同体とみなす論がある。個人は、そうした超世代共同体の構成員であり、過去の共同体の遺産を未来の共同体に連綿と受け継いでいく義務を負っているとするのである。また、相互性の概念を拡大することでこの問題に対処する論もある²³。相互性を、現在世代の行為に対し将来世代が何らかの応答をなすという直接的な因果関係としてだけでなく、何らかの間接的経路によっても生じる関係性と捉えるのである。こうした間接的互惠性をもとに世代間正義を述べる論には、例えば死後危害の可能性を認め²⁴、それをもって相互性が成立すると考える論などがある。

(2)貯蓄原理における相互性

ロールズ理論においては、社会の構成員の協働が重要な位置を占め、先述のように相互性はその協働の必要条件とされている。そのため、何らかの形で相互性の存在を示さな

²³ 後掲7、130,131頁において間接的相互性アプローチの整理が行われている。

²⁴ 現在世代が過去世代（死者）に対して利益または危害を与え得るとする見解。この見解をとった場合、現在世代は、将来世代が自分達にどういった評価や毀誉褒貶を行うかに重大な関心を払うことになり、結果として将来世代を配慮した行動を選択するようになる。

ればならない。

貯蓄原理は、この問題を将来世代と現在世代との仮想的な相互性が存在するという形で乗り越えるものだと考えられる。原初状態における当事者達は、自らがどの発展段階の世代に属しているかを知らないと仮定されている。無知のヴェールにより、属する世代の文明が中世的な農業社会なのか、近代のように工業化に至っている社会なのかを見分ける術はないのである。つまり、各世代は完全に相互互換的なものとして捉えられる。そうした前提の下では、先行世代が暮らし良さの向上につながる蓄積をしていたならば、各世代はその恩恵を受けることができる。故に、貯蓄原理の枠内においては、貯蓄の実行は各世代に互惠関係を生じさせると考えられるだろう。

ではなぜ、各世代が相互互換的な立場にあるという事実を反した仮定を受け入れるべきなのだろうか。これは、原初状態においてなぜ無知のヴェールがかけられているかという問いと同一のものであろう。この点につきロールズは、「偶然的な歴史上の有利な地位や過去からの偶発的な影響は、現在から将来にかけて基本構造を規制すべき原理についての合意に影響を及ぼすべきではない。」²⁵としている。道徳的に見れば恣意的である個人の時間軸上の位置の相違などに基づいて、原初状態での検討対象が議論されるべきではないのである。

4. 非同一性問題

(1)問題の分析

この問題はパーフィット²⁶が発見したもので、現在世代が将来世代を配慮した政策や行動を行った場合、その配慮が原因となって配慮したはずの将来世代が理論上消滅し、別の異なる将来世代が登場するという問題である。

将来世代の構成は現在世代の行動によって容易に変動する。例えばある社会が移民排斥政策をとった場合、取らなかった場合と比べて将来の社会状況は全く違ったものとなるだろう。このように、現在世代が特定の将来世代を配慮した政策をとったとしても、その政策自体が原因となって当初配慮した対象は同一性を保てなくなり、異なる存在となってしまふのである。つまり、現在世代の一見不正に思える行いであっても、特定の将来世代にとっては存在の必要条件となっているのである。この帰結は、特定の将来世代の利害を根拠として配慮義務を導くことが困難であることを示す。

具体例として、環境政策の例²⁷を挙げる。社会全般に大規模な影響をもたらすであろう環境政策 X と Y があるとす。政策 X は、資源を存在するだけ後先考えずに消費するような、

²⁵ 後掲 3、27 頁

²⁶ 後掲 4 第 17 章

²⁷ 後掲 7 太田の、Parfit の例をアレンジした例示をもとにした。

物質的な豊かさを謳歌しようとする政策である。一方政策 Y は、出来る限り資源の消費を抑えつつ再生可能な資源利用を進める、環境への配慮を重視した慎ましやかな社会を目指す政策である。おそらく、政策 X をとった場合は早々に資源が枯渇し、代替技術の開発も頓挫した悲惨な将来を迎えることになる。通常、直観的にこうした政策を採用するのは不正であると判断されるだろう。しかし、理論的には政策 X が不正であるとはいえないのである。なぜなら、政策 X と Y とでは、その将来において異なる人間の集合を生じさせる。政策 X をとった場合の将来世代は、政策 X を原因として誕生したために政策 Y を採用した場合存在せず、その逆も成り立つ。よって、政策 X の場合に存在する世代は「政策 Y が採用されていれば、より豊かな生活が送れたのに」と苦情も申し立てることはできない。その苦情に、必然的に「自分達は存在しない方がよかったのに」という意味合いが含まれてしまうためだ。

この問題に対処する方策としては、自説の根拠づけに特定の将来世代を介在させないというものがある。将来世代の構成員の同一性に関わりがない、非人格的かつ抽象的に将来世代を捉えた理論構成を行うのである。また、非同一性問題が本当に生じるのかという点を問題にする論もある。配慮政策の内容によっては、それが将来世代の同一性に及ぼす影響が少なく、異なる政策であっても政策以外の要因によって同じ結果をもたらされることはあり得る。政策による将来世代の同一性の変動もまた、属性の不可知性の影響を受けるのである。

この問題を提起したパーフィット自身は、「何らかの行為が悪いといえるのはそれが特定の人間に危害をもたらす場合に限る」という判断の前提を変更することで、この問題に対処しようとする。まず、ある政策の結果、それが将来世代の数もしくは同一性に影響を与えるか否かによって、将来世代を 4 つに区分する。このうち、数および同一性双方に変化が生じない、もしくは同一性が保たれている世代についてはこの問題は生じていない。問題となるのは、A - 世代の人数は同数だが同一性に影響が生じた世代、B - 世代の人数及び同一性双方に影響が生じた世代、の場合である。このうちケース A については、「数に影響がないのならば非同一性の事実は道徳上の差異をもたらさない」という無相違説をとる。さらにこの立場に立った上で、「2 つの結果のいずれにおいても同じ人数の人々が生きている場合、別の結果によって生きていたであろう人々よりも現実の結果において生きている人々の暮らし向きが悪い、あるいは生活の質が低いならば、その方が悪い」²⁸という基準を設定し、暮らし向きが悪い世代を配慮することを正当化しようとする。だが、ケース B に対処する理論についてはいまだ検討を重ねているようだ。

²⁸ 後掲 7、太田の訳文による

(2)貯蓄原理においてこの問題は生じるのか

非同一性問題は、契約論の枠組みによって世代間正義を語ることを不可能にしているように思える。仮想的なものであっても、新たに超世代間において社会制度に関する契約が結ばれるとすると、社会契約の先後によって、一部の世代が存在しなくなってしまう。個々人を道徳的主体として尊重する契約論にとって、こうした帰結は無視できないものとなる。

しかし、貯蓄原理は、そもそも異なる世代の代表者が集合する、仮想的な全体会議のもとで結ばれる社会契約の一条項として構成される原理ではない。原初状態は、あくまでも同世代人のみが当事者として想定されており、また1つの世代の全員が参加する全体会議の場というわけでもない。

また、非同一性問題は特定の将来世代の利害を根拠に配慮義務を導くことを困難にする問題であるが、ここで、貯蓄原理はそもそも将来世代の利害を考慮した結果として配慮義務を導くものでないことを確認すべきである。貯蓄原理は、正義に適った社会の実現・維持のために、すべての世代の観点から各世代が貯蓄をなす義務が認められた結果生じる原理である。その目的は、特定の将来世代を配慮することにはなく、正義の二原理の要請を充たした社会の実現・維持にある。原初状態と無知のヴェールという前提により、合理的な主体があくまで自らが属する世代の利益を考慮した結果として、貯蓄原理は導き得る。その結果、それより後の世代は正義に適った状態により近い社会に暮らすことになるが、それは将来世代を配慮したことを原因とするものではない。

V. 総括と考察

貯蓄原理は、原初状態という理論装置と、「先行世代が従ってきたと現在世代が望む」という条件のみによって導かれた原理であった。シンプルな導出で設定された原理であるが、これまで検討してきたように、世代間正義特有の問題を回避・克服しうる原理である。だが、将来世代を配慮した結果として配慮がなされるのではなく、あくまで基準の世代の利益を考慮した結果として配慮がなされるというのは、貯蓄原理を曲解するものかも知れない。しかし、ロールズの遺作ともいえる『公正としての正義 再説』において、以前まで貯蓄原理を導く際の条件の1つであった「身近な子孫に対する顧慮」が撤回されていたことから考えれば、それほど不可能な解釈ではない。あくまで相互に無関心かつ合理的な主体という基本の条件を貫徹した結果である。

ところで、貯蓄原理は正義の二原理の一部であるため、その説得力は当然公正としての正義の妥当性に依存する。正義の二原理が原初状態において採用されないと判断されたり、原初状態という理論装置の妥当性自体が毀損されれば、貯蓄原理もまた有意な理論ではなくなってしまう。合理的な個人は正義に適った社会の実現を目指すという前提が崩れれば、

貯蓄原理は成り立たない。

また、公正としての正義が正義の理論として全面的に受け入れられたとしても、貯蓄原理に基づいて何をどれだけ貯蓄していくべきか具体的に決定できない。これはロールズ自身が認めるところである。また、正義に適った社会が具体的にどういった社会なのかも詳細にはわからない。どういった社会状況にあれば、基本的諸自由が保障されているとみなせるかが明確ではないのである。例えばだが、家事を考えてもらいたい。近代まで、家事は誰かがやらねばならない上に、一日の大半を費やさねばならない重労働であったはずである。水道などのライフラインや生活家電がなかった場合、すべての人々に例えば職業選択の自由が保障されているとは言い難いだろう。ではどの程度の豊かさがあれば正義に適った社会となれるのか。この問いに、貯蓄原理は答えることができないのである。

だが、貯蓄原理は、明確に将来残すべきものを決定できないとしても、何らかの貯蓄を残すという形で次世代を配慮することを正当化することが可能である。これは我々の直観的判断とも整合的な結論であろう。この点において、貯蓄原理は非常に有意な理論の1つであるといえるのではないか。

VI. 参考文献

1. Chandran Kukathas, Philip Pettit (山田八千子、嶋津格訳)『ロールズ『正義論』とその批判者たち』(勁草書房・1996)
2. John Rawls (川本隆史、福間聡、神島裕子訳)『正義論(改訂版)』(紀伊國屋書店・2010)
3. John Rawls (田中成明、亀本洋、平井亮輔訳)『公正としての正義 再説』(岩波書店・2004)
4. Parfit Derek (森村進訳)『理由と人格』(勁草書房・1998)
5. 宇佐美誠「将来世代・自我・共同体」経済研究 55 巻 1 号 (2004)
6. 宇佐美誠「将来世代への配慮」法哲学年報 1995 (1996)
7. 太田明「世代間正義はなぜ困難なのか」論叢 玉川大学文学部紀要 52 巻 (2011)
8. 吉良貴之「世代間正義論 - 将来世代配慮責務の根拠と範囲 - 」国家学会雑誌 119 巻(2006)
9. 古賀徹「環境的正義と世代間倫理 - ロールズ貯蓄理論の考察」哲学 60 号 (2009)
10. 後藤玲子『正義の経済哲学 ロールズとセン』(東洋経済新報社・2002)
11. 後藤玲子「ローカル正義・グローバル正義・世代間正義」立命館言語文化研究 22 巻 1 号(2010)
12. 鈴木興太郎編『世代間衡平性の論理と倫理』(東洋経済新報社・2006)
13. 盛山和夫『リベラリズムとは何か ロールズと正義の論理』(勁草書房、2006)
14. 渡辺幹夫『ロールズ正義論再説 - その問題と変遷の各論的考察(新装版)』(春秋社・2012)